



平成 22 年 2 月 18 日

各 位

会社名 バンクテック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 三井所 清宏
(JASDAQコード 3818)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 裕政
(TEL. 044-578-5112)

当社完全子会社化のための定款一部変更および 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年2月18日開催の取締役会において、種類株式発行にかかる定款の一部変更、当社の普通株式に全部取得条項を付すための定款の一部変更、及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由②」において定義します。）の全部の取得について、平成22年3月26日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、当社の普通株式に全部取得条項を付すための定款の一部変更について、同日開催予定の普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 定款一部変更その1(A種類株式発行にかかる定款一部変更の件)

(1)変更の理由

BT ホールディングス株式会社（以下「BT ホールディングス」といいます。）は、平成 21 年 11 月 4 日から平成 21 年 12 月 16 日まで当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、当社の平成 21 年 12 月 17 日付プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等でお知らせいたしましたとおり、平成 21 年 12 月 24 日（本公開買付けの決済日）をもって、当社普通株式 111,972 株を保有するに至っております。同社保有の当社普通株式にかかる議決権の割合は、平成 21 年 12 月 24 日現在における当社の総株主の議決権の数 112,950 個の 99.13%であります。

BT ホールディングスは、平成 21 年 11 月 4 日付で提出された本公開買付けにかかる公開買付届出書等において表明しているとおり、当社の資本構成を再構築し当社の中長期的な企業価値の更なる向上を速やかに実現するために当社を完全子会社化することを企図して本公開買付けを実施いたしました。

当社といたしましても、平成 21 年 10 月 30 日付プレスリリース「当社株式等に対するマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による公開買付けの実施及び公開買付けへの応募の推奨に関するお知らせ」及び平成 21 年 11 月 4 日付で提出された意見表明報告書にてお知らせしましたとおり、価格競争の激化、コンサル営業強化に伴う人件費の増大、高速データ処理機器開発に伴う研究開発費の増加などによる短期的な業績変動リスクの上昇懸念、中長期的な利益成長の不確実性が高まることの懸念、また、ネットワークの高速化や低価格化などイメージ情報処理環境のさらなる改善による利用分野や顧客層の拡充によるビジネス領域の拡大が期待されるものの、成果が現われるまでには一定の時間を要し、ペーパーレス化や時間短縮・正確性向上・業務効率化を目的とするアウトソーシング需要を積極的かつ確実に受注していくとともに、投資回復期を睨んで新規領域拡大のための準備を強化していく

必要があると考えており、そのためには、BT ホールディングスの完全子会社となり、簡素化された株主構成の下、短期的な業績の推移にとらわれず、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策を迅速に実行し、企業価値の更なる向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化を図ることが最善であると判断し、以下の①から③の方法により、当社が BT ホールディングスの完全子会社となることといたしました（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）。

- ①当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式である A 種種類株式（以下、「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ②上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項の内容としては、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 0.000128 株を交付する旨を定めるものといたします。
- ③会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式の株主様（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式 0.000128 株を交付します。この際、BT ホールディングスを除く各全部取得条項付普通株主様に対して交付する当社 A 種種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定です。

定款一部変更その 1 は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、定款一部変更その 1 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が会社法上の種類株式発行会社となるための規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本完全子会社化手続を実施した場合）、上記のとおり、BT ホールディングスを除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として交付する当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

かかる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の当社 A 種種類株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を BT ホールディングスに対して売却すること、又は、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 84,500 円（本公開買付けにおける 1 株当りの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に

交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、定款一部変更その1は、本定時株主総会で承認可決された時点で効力を生じるものいたします。

(2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、381,980株とする。</p> | <p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>381,980株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、381,960株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は、20株とする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第5条の2（A種種類株式）</u> 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、<u>A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当りの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第15条の2（種類株主総会）</u> 1. <u>第11条、13条、14条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第12条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議に準用する。</u> 3. <u>第12条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議に準用する。</u></p> |

2. 定款一部変更その2(全部取得条項にかかる定款一部変更の件)

(1)変更の理由

「1. 定款一部変更その1 (A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件) (1) 変更の理由」においてご説明申し上げました通り、当社が BT ホールディングスの完全子会社となり、当社株式を非公開化することが、簡素化された株主構成の下、短期的な業績の推移にとらわれることなく、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策を迅速に実行し、企業価値の更なる向上の実現のために最善であると判断しております。

定款一部変更その2は、当社が BT ホールディングスの完全子会社になるために、本完全子会社化手続における②として、定款一部変更その1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定め、及び、当社が株主総会決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A 種種類株式 0.000128 株を交付する旨の定めを設けるものです。

定款一部変更その2が承認され、定款一部変更その2にかかる定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、定款一部変更その2による変更後の定款の定めに従って、株主総会の決議によって当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(本完全子会社化手続における③を実施した場合)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主様に割り当てる当社 A 種種類株式の数は、BT ホールディングスを除き、1株未満の端数となる予定です。

なお、定款変更その2にかかる定款変更の効力発生日は、平成 22 年 5 月 7 日といたします。

(2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。定款一部変更その1の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、本件による定款変更は、定款一部変更その1及び下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」にかかる議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更その2と同内容の変更案にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 22 年 5 月 7 日にその効力が生じるものといたします。

(下線部分が変更箇所)

| 定款一部変更その1による変更後の定款 | 追加変更案 |
|--------------------|--|
| (新 設) | <u>第5条の3(全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものと</u> <u>する。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、</u> <u>普通株式1株につき A 種種類株式を 0.000128</u> <u>株の割合をもって交付する。</u> |

II 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. 定款一部変更その1 (A 種種類株式発行にかかる定款一部変更の件) (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社が BT ホールディングスの完全子会社となり、当社株式を非公開化することが、簡素化された株主構成の下、短期的な業績の推移にとらわれることなく、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策を迅速に実行し、企業価値の更なる向上の実現のため

に最善であると判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続における③として、会社法第 171 条第 1 項並びに定款一部変更その 1 及び定款一部変更その 2 による変更後の定款の規定に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、当社 A 種種類株式を交付するものであります。

本全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認可決された場合、BT ホールディングスを除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として交付する当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する当社 A 種種類株式 0.000128 株が交付される予定です。このように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる全部取得条項付普通株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、本全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認された場合に、全部取得条項付普通株主様に交付することとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を BT ホールディングスに対して売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社が買取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 84,500 円（本公開買付けにおける 1 株当りの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1)全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに定款一部変更その 1 及び定款一部変更その 2 による変更後の定款の規定に基づき、当社は、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主様の有する全部取得条項付普通株式の全てを取得し、これと引換えに、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、0.000128 株の割合で当社 A 種種類株式を交付します。

(2)取得日

平成 22 年 5 月 7 日といたします。

(3)その他

本全部取得条項付普通株式の取得の決定の件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その 2 にかかる定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 上場廃止について

本完全子会社化手続の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成22年3月26日から同年4月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年4月27日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

| | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 本定時株主総会及び本種類株主総会の開催 | 平成 22 年 3 月 26 日 (金) |
| A種種類株式発行にかかる定款一部変更(上記定款一部変更その1)の効力発生日 | 平成 22 年 3 月 26 日 (金) |
| 当社普通株式の整理銘柄への指定 | 平成 22 年 3 月 26 日 (金) |
| 当社普通株式の売買最終日 | 平成 22 年 4 月 26 日 (月) |
| 当社普通株式の上場廃止日 | 平成 22 年 4 月 27 日 (火) |
| 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日 | 平成 22 年 5 月 6 日 (木) |
| 全部取得条項にかかる定款一部変更(上記定款一部変更その2)の効力発生日 | 平成 22 年 5 月 7 日 (金) |
| 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成 22 年 5 月 7 日 (金) |

以上